公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２４号
福岡県大牟田市正山町47番地　正山ハイツ202号
債務者　平井美代子（旧姓切手）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯村しおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第１４６９号
大阪市生野区小路東３丁目13番30号
債務者　吉川　義雄（旧姓梁）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浪山　敬行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７４号
大阪市東淀川区東中島５丁目10番10号
債務者　李　　迅
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　倫明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１号
愛知県田原市若見町松渕84番地
債務者　玉越　孝弘
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６４８号
横浜市中区吉田町75番地１　レジデンス横濱リバーサイド904号室
債務者　菱沼　秀明（旧姓我孫子）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川貴美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９１号
静岡市駿河区西島912番地の21　トッパン西島203、旧住所静岡市駿河区高松1996番地ウィンクルムＡ　101
債務者　伊藤　秀明
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０２号
静岡県三島市長伏84番地の４　アルブル三島503
債務者　小澤　善美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　亮子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
静岡県三島市長伏84番地の４　アルブル三島503、前住所静岡県三島市梅名755番地の３ドミール梅名Ａ―13
債務者　小澤　典子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　亮子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
山口県下関市長府松小田北町10番34号
債務者　足のセラピー達磨屋こと　原田　幸村
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　弘彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３５４号
愛知県半田市本町３丁目46番地、住民票上の住所愛知県半田市花園町５丁目５番地の19
債務者　藤井　政行
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５５号
静岡市葵区あさはた１丁目２番10―292号
債務者　村松　里砂
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５８号
静岡県焼津市小川新町４丁目２番18号、旧住所静岡県焼津市本町６丁目17番９号
債務者　岩崎　辰司
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５９号
静岡県焼津市小川新町４丁目２番18号、旧住所静岡県焼津市本町６丁目17番９号
債務者　岩﨑　定子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２１４号
札幌市西区発寒７条14丁目５番３号　パレスイン発寒Ｂ号
債務者　竹本美津子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０９号
札幌市中央区北１条西７丁目１番地　廣井ビル４階
債務者　市山　仁保（旧姓音辻）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部